

# 介護分野における最低賃金の 引き上げについて

[ 調査結果 ]

令和7年8月20日

一般社団法人 介護人材政策研究会

<https://kaijinken.or.jp/>



# はじめに

- 厚生労働省の審議会で、最低賃金を全国平均の時給で63円引き上げる目安が示された。この目安通り引き上げがされた場合、全国平均は1,118円となり、すべての都道府県の最低賃金が1,000円を超えることになる。
- 介護分野においては処遇改善の一助となる一方で、公定価格である介護報酬により運営されるその性格上、様々な課題への対応が求められることになるであろうところ、今回の最低賃金引き上げへの受け止めについて、介護事業者・関係者へアンケート調査(介人研Quickアンケート)を行った。

## <介人研Quickアンケートについて>

介人研Quickアンケートは、介護施設・事業所及び介護従事者が直面する課題について、スピーディに意見を集約～結果を共有することを通じて、現状や問題点の所在を把握するとともに、解決に向けた取組の糸口とするために、1分程度で回答可能な簡易アンケートとして実施するものです。

## 調査結果の概要

- 最低賃金の引き上げにより処遇改善が進むことに期待する一方、公定価格である介護報酬により運営される介護施設・事業所では既に物価高等により経営が圧迫されており、▽十分な賃上げ財源を捻出することが困難であること、▽平均的な給与水準と最低賃金との差が縮まり、労働市場における競争力をさらに失う懸念があること、▽いわゆる「年収の壁」により人材確保がさらに難しくなる懸念があること等から、7割以上の回答者が「必ずしも好ましいとは言えない」とする結果となった。
- 必要と考える施策上の対応としては、▽最低賃金の引き上げに見合った(社会情勢の変化に応じた)介護報酬の引き上げが特に強く、その他にも▽業務改善助成金の対象拡大など支援策の拡充、▽いわゆる「年収の壁」の今日的なあり方を踏まえたさらなる見直し等が求められている。

# 調査概要

## 調査対象

介護事業者・関係者

## 調査期間

令和7年8月6日～令和7年8月20日

## 調査方法

オンラインアンケート(Google フォーム)

## 回答者数

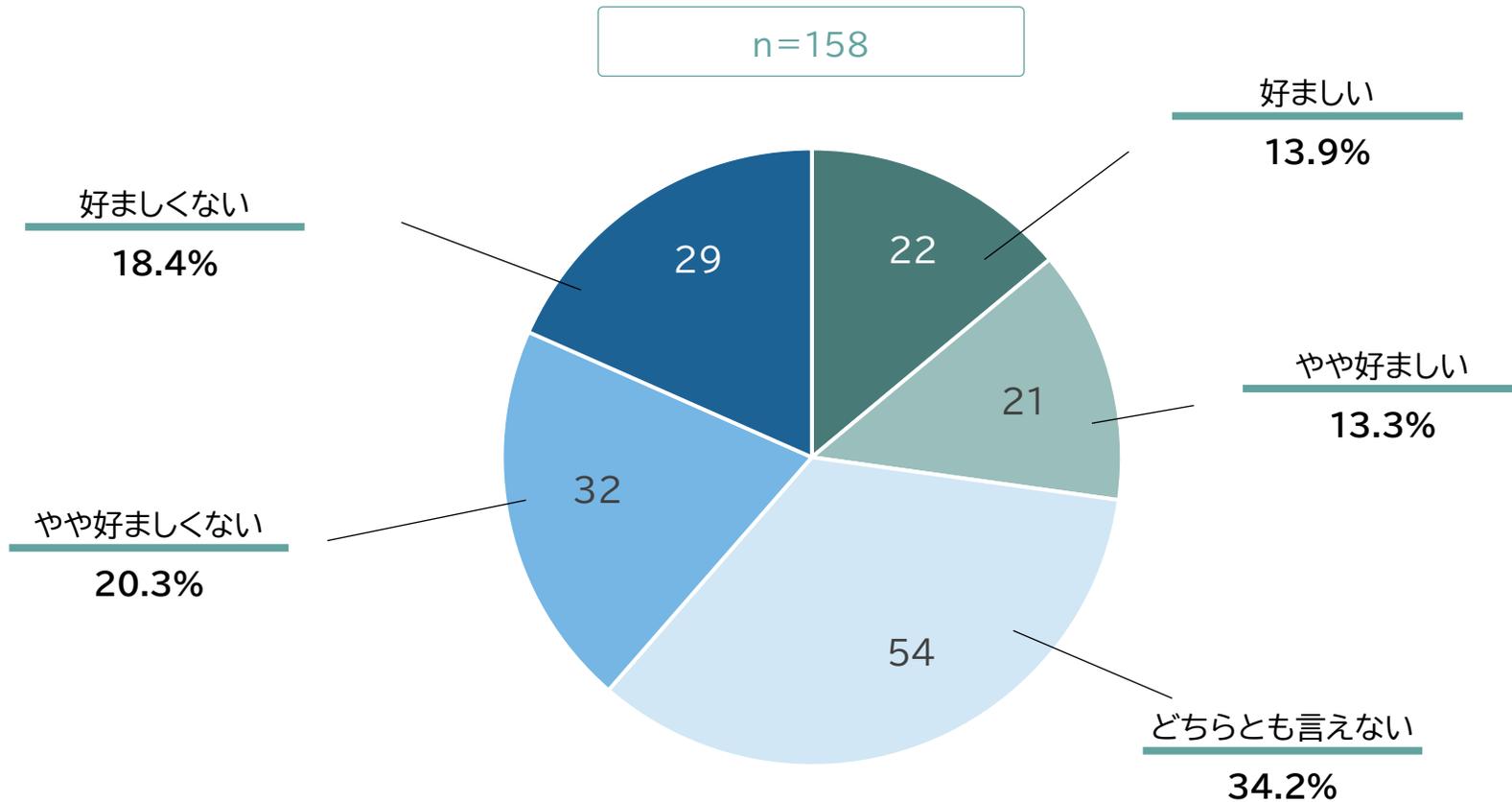
158名

## 調査内容

1. 最低賃金の引き上げについての意見
2. 最低賃金の引き上げについて、必ずしも好ましいとは言えない理由
3. 最低賃金の引き上げにあたり、必要と考える施策上の対応
4. 介護分野への特定最低賃金導入についての意見

# 1. 最低賃金の引き上げについての意見

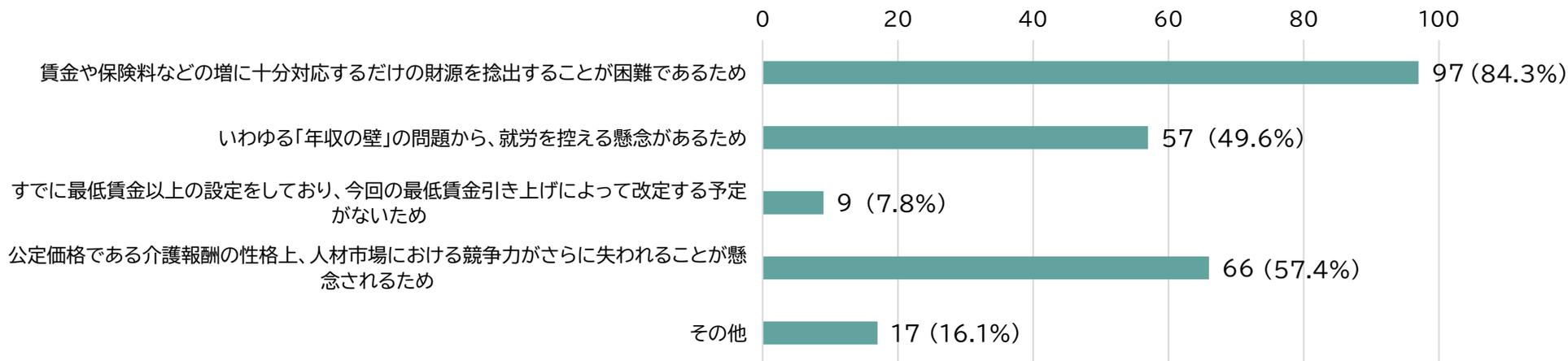
最低賃金が大きく引き上げられる今回の方針について受け止めに聞いたところ、必ずしも好ましいとは言えない(※)とする答えが大半(72.9%)を占めた。



※「必ずしも好ましいとは言えない」とする内訳は、「どちらとも言えない」「やや好ましくない」「好ましくない」の合計による。

## 2. 最低賃金の引き上げについて、必ずしも好ましいとは言えない理由

n=115、複数回答可



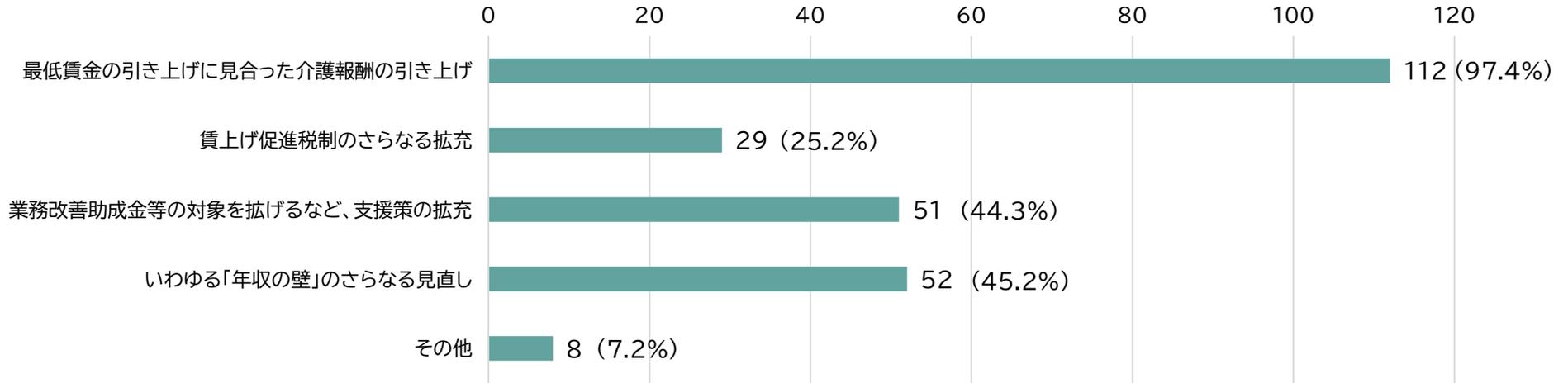
### ■その他の回答(自由記述)

- ✓ 非正規職員の中での時給のバランス、そして、非正規職員と正規職員との給与のバランスが崩れてしまう。毎年、何らかの対応を取らざるを得ない。
- ✓ 最低賃金で雇用している人と経験や資格など差を設けている人の差を財源を考えて支給することが難しい。最低賃金のスタッフだけ上げても一千万以上の財源が必要となります。
- ✓ 合わせて派遣時給の高騰に繋がる。
- ✓ 常勤職員にそれに見合うだけの昇給が出来ないため。
- ✓ 先に、介護報酬や補助金等の公定価格の引き上げを行う、又は賃金スライドの導入がなされるならば、最低賃金を上げてもいいのでは。
- ✓ 介護だけに限らず、中小零細企業の存続が気になる。
- ✓ 急激すぎ、正職員とパートの差がなくなり、困っている。
- ✓ 基本給が最低賃金以上にならないと処遇改善と合わせて超えているで終わってしまう。経験者と新卒者との給料差が無くなっている。
- ✓ 賃金は市場と対話をしながら決定するそれが資本主義。
- ✓ 物価高騰、電気代の高騰により資金繰りに余裕がない。
- ✓ 民主党政権時代と同様に、4%を超える賃金上昇は失業率の上昇が起こりうる可能性があり、経済全体の低下に繋がり、それらにより税、保険収入の低下により介護業界にもダメージがある。
- ✓ 専門職と軽作業員の賃金差額の逆転現象が懸念される。それに伴い全体の賃金を引き上げないとバランスが取れなくなってしまう。
- ✓ 給与バランスを保つため、全体的にとまではいかないが、時給や基本給を見直さなければならない。自ずと財源が厳しい状況。
- ✓ 介護報酬は変わらず、賃金アップは出来るはずがない。
- ✓ アンバランスが起こる。
- ✓ 高齢の職員を使用しているが、最低賃金の引き上げによりコストを見合わなくなる。また収入が介護保険では決まっているので介護士の職員の賃上げ対応できなくなる。
- ✓ 最低賃金が上がる＝職員全員の給与を上げていく必要があるということ。財源確保や他法人との差をつけることが難しくなってくる。また、最低賃金があがるといわゆる「弱者」の採用が難しくなる。障がい者やシニアの雇用に響くのではないか。

■当該設問は、問1において「どちらとも言えない」「やや好ましくない」「好ましくない」とした回答者に質問した。

### 3. 最低賃金の引き上げにあたり、必要と考える施策上の対応

n=115、複数回答可



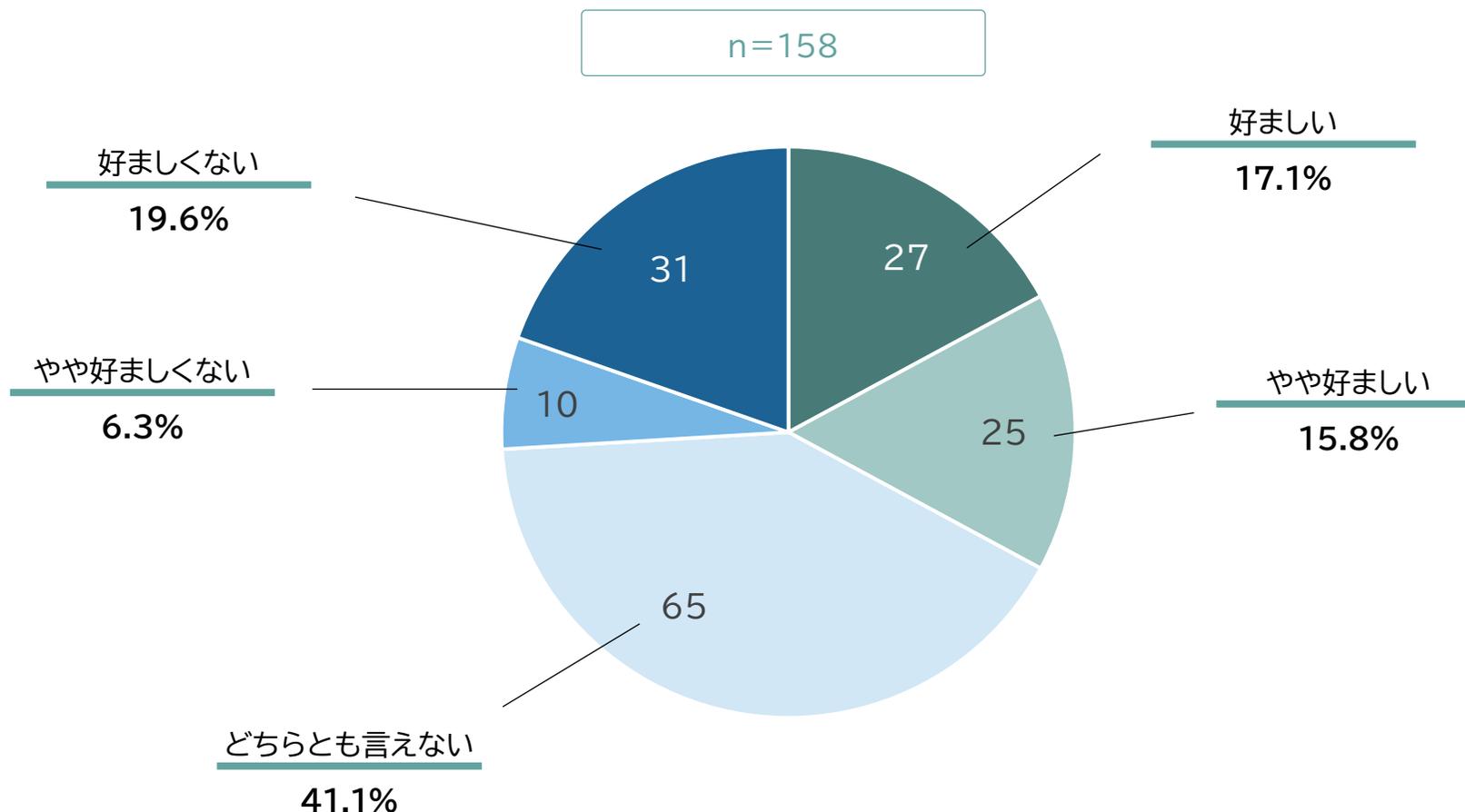
#### ■その他の回答(自由記述)

- ✓ 最低賃金の引き上げの対応は自社で行う場合、最低賃金相当の業務と他の業務に開きがあれば最低賃金相当の業務だけ引き上げれば問題なかったが、それなりの専門業務に近接すると、もはやベースアップになり、ほぼ全従業員の給与を引き上げることになる。既に前々回ぐらいからそうした対応になり、公的単価の事業のほとんどが人件費の上昇で経営を圧迫していることから、介護報酬の引き上げ対応が無ければ立ち行かなくなることが予想される。可能なら最低賃金の引き上げに合わせて公定単価の事業について引き上げることを厚生労働省が社会全般に理解されるよう広報までして欲しい。
- ✓ 報酬改定を3年おきではなく人件費を含めた物価スライド制にして欲しい。
- ✓ 介護保険制度が介護職だけで担われていると思う専門官は居ないと信じたいのですが、介護保険事業所では看護職、リハ職、栄養士、ケアマネや相談員、事務職員ですら高齢化と人材難です。処遇改善交付金が始まったところから介護保険事業は介護職だけで成立すると思わないで欲しいと思い、各事業所に自由采配をさせて欲しいと願ってきました。これ以上の職種を限定した施策は継続して欲しくありません。
- ✓ 市場、国民にお金が回る仕組み。財源＝税金という考え方の見直し。
- ✓ 配偶者控除の撤廃。
- ✓ 介護報酬以外の補助事業も忘れずに。
- ✓ 石破首相のような左派が総理にならないこと。
- ✓ 賃金スライドの導入、介護報酬引き上げ、措置費や各種補助金の引き上げ。

■当該設問は、問1において「どちらとも言えない」「やや好ましくない」「好ましくない」とした回答者に質問した。

## 4. 介護分野への特定最低賃金導入についての意見

介護分野へ特定最低賃金を導入することについては、「どちらとも言えない」(41.1%)が最も多かったが、比較的好ましい(◇)と受け止める傾向(32.9%)も見られた。



◇「比較的好ましい」とする内訳は、「好ましい」「やや好ましい」の合計による。